

平成20年度第4回

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

日 時：平成20年9月8日（月曜日）

午後1時30分から午後3時40分まで

場 所：特別会議室

平成20年度第4回 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 議事録

日時：平成20年9月8日（月）午後1時30分から午後3時40分まで

場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

出席委員：森杉 壽芳 委員 田中 仁 委員 遠藤 勝彦 委員
長田 洋子 委員 加藤 徹 委員 徳永 幸之 委員

司 会 ただいまから平成20年度第4回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を開催いたします。

本日出席予定のうち、田中部副会長につきましては若干遅れる旨のご連絡をいただいております。田中副部長も含めまして、本日は6名の委員の皆様にご出席をいただくということになっております。行政評価委員会条例の規定による定足数を満たしておりますので、会議は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、高橋委員、沼倉委員、両角委員、山本委員におかれましては、所用のため欠席する旨、連絡をいただいております。また、長田委員には4時ごろに中座されるとのお話をいただいておりますので、皆様ご了承をお願いします。

それでは、会議に入ります前に資料の確認をさせていただきます。まず、次第と出席者名簿、資料1として審議内容整理表、資料2として現地調査の実施について、追加資料1として下水道事業に係る追加資料及び全部訂正と箱書きが記載されております仙塩流域下水道事業の再評価調書、そのほかに追加資料2番から3番、4番までをお配りしております。また、評価調書のご持参をお願いしております。お手元がない場合は事務局へお申しつけください。よろしいでしょうか。

それでは、会議に入りますが、ご発言の際にはマイクスイッチをオンにして、マイクのランプが点灯したことを確認してからお話し願います。また、発言が終わりましたら、スイッチをオフにさせていただきようお願いいたします。

それでは、森杉部会長、議事の進行についてよろしく願います。

森杉部会長 議事録署名委員を指名します。今回は、遠藤委員と長田委員をお願いいたします。

次に、会議の公開についてですが、当会議は公開とします。傍聴に際しましては、本会場に表示しております「宮城県行政評価委員会傍聴要領」に従うようお願いいたします。また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようお願いいたします。

審議に入ります。まずは、本日の審議事業について事務局の方からご説明をお願いいたします。

事 務 局 本年度の審議につきましては、前回の第3回部会までに一通りの概略審議を終えていただいております。本日は次第の議事（1）に記載の6事業について詳細審議をしていただきます。審議の順序につきましては、初めに下水道4事業を、次に坂元道路改良事業と坂元川総合流域防災事業の順をお願いいたします。

まず、下水道事業につきましては、第1回部会で概略審議をしていただきまし

たけれども、各委員からたくさんのご質問をいただいておりますので、本日はそれらの回答をした後に詳細にご審議いただくということになります。

また、坂元道路改良事業につきましては、第2回部会で概略審議をいただきましたが、合併施工である坂元川との事業調整等につきまして一括して詳細に審議する必要があるということになっておりました。

そのほかに、報告事項としまして姥ヶ沢道路改良事業につきまして、部会からは継続妥当とのご意見をいただいておりますが、事業費や進捗率についての追加報告を求められておりました。

これらの概略審議における審議内容につきましては、お手元の資料1、審議内容整理表にまとめておりますので、本日の審議のご参考にいただければと思います。なお、今回は本日の審議に係る事業の整理表のみをお示ししております。

この整理表の見方ですけれども、資料1の1ページをごらんください。これを例に簡単にご説明をいたします。まず、一番上には審議した部会を四角囲いしております。その下には事業番号と事業名称を記載しております。さらにその下の左側には委員からいただきました質問や意見を記載しております。ここで○、●がついておりますけれども、○は委員からいただいた質問、●は意見をあらわしております。記載の順番につきましては、実際にご発言いただいた順序になっておまして、関連する質問、意見については丸番号に枝番号を振っております。右側の欄につきましては、その時の県の回答を記載しております。解答欄に四角囲いで記載してありますのは、委員の質問に対し部会場で県から回答できなかったものや、回答が不十分だったものにつきまして、その後の対応方針を記載したものです。この下水道事業の場合ですと、ほとんどが「次回審議で説明します」としてありますが、本日担当課から追加説明する項目となっております。また、②-2の場合のように「次回審議で説明し、評価書に反映します」としているものにつきましては、本日説明した上で、今後評価結果である評価書を作成する際に、ご指摘いただいた点を修正しますという内容のものでございます。

説明は以上になります。

森杉部会長 ありがとうございました。当面、よろしいですね。

それでは、審議に入ります。ナンバー32から35の下水道事業ですが、一括の審議をいたします。先ほどお話がありましたように、この下水道事業につきましては第1回部会で審議いたしまして、事業全体に関して追加説明をお願いしておりました。大分お忘れのことと思いますので、質問内容も説明をいただいた上で回答の説明をお願いいたします。それで、追加説明の項目が多いので、四つに分けて審議していきたいと思っております。

資料1の審議内容整理表1ページ、①と②の質問が関連しますので、まずこの回答からお願いいたします。

下水道課長 下水道課でございます。本日はよろしくお願いたします。

今事務局から説明ありましたとおり、第1回部会におきまして概略をご審議いただきまして多くの質問を、たくさんいただきまして、本日はその回答をさせていただきます。回答につきましては、追加資料1 下水道事業に係る追加説明資

料にまとめてございます。各質問ごとに回答要旨という形でまとめてございますが、この回答の説明資料として、13 ページ以降につきましては、参考資料として都道府県構想とかその概要版を資料として添付させていただいております。

それから、この回答に当たりまして、いろいろご指導等を受けたわけでございますが、その際、評価の表の算定の考え方、特に用地費の考え方についていろいろご指導いただきまして、その辺については修正をさせていただいております。それで、本日はその評価調書、仙塩流域下水道事業だけ代表として用意させていただきました。赤で印字されている部分が、この指導に基づきまして微調整をさせていただいた内容になっています。この辺につきましては、後でご説明をさせていただきます。

それでは、具体的に回答させていただきますが、具体的な内容等につきましては担当の方から説明させますので、よろしく願いをいたします。

下 水 道 課 追加資料 1、下水道事業に係る追加説明資料で主にご説明させていただきます。

1 ページをお開きいただきたいと思います。内容につきましては、質問・意見等で前回ご意見いただきましたものをまとめております。下の欄に回答要旨というところで回答の内容を書いております。必要に応じて再評価調書等でもご説明させていただきます。読んでご説明させていただきます。

No.①でございます。「関係市町村の事業進捗に合わせるため工期延伸しているが、幹線管渠やポンプ場、処理場の増設がほとんど完了している中で工期延伸する必要があるのか。増設事業が何年間もない場合、一旦、事業を休止できないのか」というご質問でございます。回答といたしまして、流域下水道の増設（設置）は関連市町村が実施する公共下水道の整備量（汚水量）に併せて実施しております。今回評価資料においては、各市町村が現在の財政状況を踏まえ、投資可能な面整備量により、全体計画の完了年度を推定した結果をもとにしております。

ご質問の「増設（設置）がないのであれば、一旦、事業を中止してはどうか」ということですが、下水道事業は、施設の設置のほか耐用年数を経過した施設の改築についても国庫補助事業が適用されております。そのため、事業の中止はできないと考えております。

また、再評価調書に短期的事業計画調書を追加いたしました。再評価調書の 11 ページをごらんいただきたいと思います。この 11 ページの内容は一番上に区域管内図を明示して、短期的事業計画調書ということで、平成 28 年度までの仙塩流域下水道の事業計画を明記しております。中ほどに棒グラフがございますけれども、これは管路施設、水処理施設、汚泥施設ということで大きく分けております。その中で赤と青の線を色分けしておりますけれども、赤は改築、ある施設の改築の工事でございます。青は増設、新しく設置する工事でございます。こういう形で色分けをしております。参考に、下の方にグラフをお示ししておりますけれども、処理場における関連市町からの下水流入量と今後の予測を 30 年まで予測しております。ここのグラフの中身でございますけれども、棒グラフが仙塩流域下水道の処理場の、今ある施設の能力でございます。それで折れ線グラフで丸のついていない、下の方の折れ線グラフになりますけれどもこれが年間の平均流入量をあらわしております。それで、丸のついた折れ線グラフでございますけれども、これは年間の平均日最大流入量あらわしております。それで平均流入量でございま

すので、若干日にち的にはばらつきはございますけれども、もう少し上になったり下になったりしますけれども、年平均で処理した数値をここで入れております。こういう形で処理量を予測しながら増設計画等を立てております。これについては以上でございます。

続きまして、先ほどの追加資料1の2ページで次のご質問等にご回答させていただきます。質問・意見でございます。「建設、改築、更新、維持管理の費用の考え方についてご説明願いたい」これは評価調書の語句の説明ができませんでしたので、新たに補足させていただいたものです。それから費用の考え方というご指摘でございましたけれども、併せて財源の説明も一緒にご説明させていただきます。では、読ませていただきます。

下水道事業は、設置、改築、修繕及び維持に区分され、各々の費用（財源）は以下の内容で実施しております。

①設置（1）計画の下水排除量を処理するための施設を新たに設置することをいいます。（2）費用は設置費と用地費の合計額となります。（3）財源は国庫補助事業が適用され、国費・県費・市町村費で構成されます。このうち、県費・市町村費は起債の充当が可能であり、起債の償還額は地方交付税の対象となっております。

②改築（1）上記の設置した施設を、老朽劣化や耐震化補強などによる改築・更新を行うことをいいます。（2）要する費用は、改築または更新費の合計額となります。（3）財源は上記と同様でございます。

③修繕（1）施設の故障等に対応するための修理をいいます。（2）要する費用は修理費で、下記の維持費と合算し、維持管理費となります。（3）財源は流域下水道では市町村からの維持管理負担金で賄われ、維持管理負担金は市町村が下水道使用者（市民）から徴収する下水道使用料の一部が充てられております。

④維持（1）施設の運転や定期点検、消耗品の交換等をいいます。（2）要する費用は運転経費（動力費・人件費等）、定期点検費、部品交換費等で、上記の修繕費と合算し維持管理費となります。（3）財源は上記と同様でございます。修繕と同様でございます。

また、再評価調書の記載事項についても、不明瞭であったため上記内容で語句を統一し訂正いたしました。

なお、維持管理費用と下水道料金との関係についてご説明させていただきます。下水道使用料は、管理する市町村が下水道の使用者から徴収します。市町村は、この下水道使用料を①市町村が管理する下水道施設の維持管理費（公共下水道維持管理費）、②県が管理する流域下水道施設の維持管理費（流域下水道維持管理負担金）、③下水道施設の設置・改築に要した起債の償還費（下水道施設の資本費回収）に充当することが基本制度となっております。一般的には下水道施設の設置・改築に要した起債の償還費の一部を一般財源からの繰り入れにより、下水道使用料を抑えている市町村がほとんどです。なお、維持管理費に関する補助制度はありません。

続きまして、次のご質問もご回答させていただきます。3ページでございます。「再評価調書1ページの全体事業費について、建設費だけでなく更新費等の記載について検討すること」

各流域ごとの再評価調書1ページに、下記のとおり改築費（更新費含む）等に

ついて注釈を記載いたしました。再評価調書の1ページをごらんいただきたいと思います。下の方に赤書きで注意書きを記載いたしました。「上記、全体事業費973億円は設置費(用地費含む)であり、事業期間が長期であることから、伴う改築・修繕・維持費については、別途効果算出時に計上しています」なお、改築・修繕・維持費については、同じ再評価調書の5ページに赤書きで設置費・建築費の合計、それから維持管理費等を新たに掲載いたしました。

以上でございます。

森杉部会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、当面この部分だけにちょっと絞らせていただきますけれど、ご質問、さらなるご意見をお願いいたします。ついでに、審議としてこれはこれでよろしいだろうか、もう少し修正したらどうかとか、そういうことも一緒に、この部分についてはお願いいたします。どうぞ。

徳 永委員 まず、1点目の中止できないかという件については、ご説明の部分で、国の制度自体の問題があるんじゃないかなという気はするんですが、その制度のもとではやむを得ない処置かなということで、そこは納得したといいますか、あれなんです。

次の費用の関係、11ページの短期事業計画書というものをつけていただいたので大分見えるようになってきたんですが。実はこのほとんどが改築になるわけですよ、事業の。それで、この改築部分についてが、調書の1ページには全然載っかってこない金額になりますよね。ですから、例えば次回事業評価にかかったときに、その事業費が増えたのか減ったのかとか、それに対して順調に進んでいるのか進んでいないのかという評価が非常にしづらいんですよ。そういう意味では、この改築にかかる費用というものを今現在できちんと見積もっていただいて、それに対して事業管理といいますか進行管理をきちんとしていただくという必要があるのではないのかなというふうな気がしたんですが。

森杉部会長 そうですね。結構難しい問題なんですけど。前半部分は当面この議論をしないことにしましょうよね。国に文句を言うことにしましょうということもあっていいと思いますけど、当面この問題は取り扱いをちょっと保留しておいて、このままで進めるということにしまして、後半部分ですね。調書でいう2ページの事業費の増減対照表というのは、これはこのおっしゃったことがいわゆる設置部分だけしか入っていないですね、これは。ここに更新費が入らないとわからないんじゃないかと、この費用が増減したことが。こういうことがご質問の趣旨なんですけど。それはそれなんですけど、これは大変なことなんじゃないかと思うんですが、お答えいただけますか。あるいは、もう一回考えますということにしますか。

下水道課長 どうにでもできると言ったら語弊があるんですが。確かに改築・更新費がお金的には大半を占めていますので、何らかの形でそれが進行管理をする上では必要なものと考えてございます。ですから、このまとめ方の手法といいますか、その判断だと思えますが。

森杉部会長　　そうなんですよね。何かちょっと工夫していただけますかね。結構これは面倒ですよね。特に1ページ目は、この全体事業費というのは設置分だけでやろうって言っているわけですから、2ページからまた今度はそいつを入れてくると、もうかなりこの……。だから、やっぱりちょっと取り扱いをいろいろ検討いただきたいんですけど。僕の感じでは、やっぱり事業費をいわゆる設置部分だけに限定するのはかなり無理がある、どうしても。という感じがしますので、ちょっとこれは検討いただけますか。お願いします。

下水道課長　　わかりました。更新費、改築費を入れる分には支障ないんですが、実は下水って相当長期スパンで事業が進みます。ですから、1回分入れるか2回分入れるのかという形でとらえ方が全然違ってくるんですね。つまり、対象年数でやりますとウン十年になりますので、ものによってはその耐用年数が10年とかのものですから、5回も6回も更新しないとだめな部分が出てくるんです。

森杉部会長　　そうです。それはもちろんわかっています。その件は新しく5ページでね、そういうことを何回やっているかっていうことが一応わかりますよね、これで。じゃあちょっと、ひとつご検討をお願いできますか、この件は。

下水道課長　　わかりました。

事務局　　事務局からですけれども、ほかの事業種との並びもありますので、今回の調書の書き方につきましては、すべての事業を統一した形で事業費を記載するようにはしておりましたので、今回も、できれば下水道事業のようにこういう特徴的な事業についてだけ、今回お示しした、追加で提出しております調書のような形での記載ではだめでしょうか。結局、記載方法を直すことになると、ほかの事業種とやっぱり並びも出てきますので、難しいかなという気がするんですけれども。

加藤委員　　やっぱり問題なのは、進捗率を見るときも建設設置費しか見ていないわけですね。それで進捗率を見ていて、それで実態の大部分の現在の状況は改築費の方につき込んでいる。そこの部分はやっぱり何かこの設置費を中心にした全体の進捗状況と、あともう一つ、改築等の状況をうまくあらかわすような二段の形になった方がわかりやすいんじゃないのかなって感じがしますけどね。

事務局　　下水道事業については、そのような書き方を今後検討するというところでよろしいでしょうか。

森杉部会長　　いや、今回も検討していただきたい。さらに。せっかくここまできているんだから。もう一回、よりよい工夫をもう少し。2ページ目も今のような趣旨がわかるような形にする必要あるから、そうすると1ページも一定程度の修正を兼ねて1ページ、2ページの再修正のご検討をお願いしたいということが今回の希望です。せっかくここまでやってきていただいていますので、今後これはこれでいいことにしましょうとは言いたくないんです。せっかくここまできているんだから。

事務局 次回部会に変更案を提出するというので、下水道課さん、よろしいでしょうか。

森杉部会長 よろしくお願ひいたします。

下水道課長 はい。検討して提出させていただきます。

森杉部会長 この件、ほかにございませんか。非常に根本的な大きな問題提起でありましたが、この結果かなりわかりやすくなってきて、見通しも立つようになりましたので、ぜひともこの方向でよろしくお願ひいたします。

それでは、今度は質問③、質問④について、またよろしくお願ひいたします。

下水道課 それでは質問③、④についてご説明させていただきます。

③についてご説明いたします。「生活環境改善効果、便所の水洗化効果の便益において、水路覆蓋や定期清掃の面でダブルカウントではないか」というご質問でございます。

便益の算定項目として、「生活環境改善効果」には水路覆蓋の設置費、水路底部の定期清掃費を計上しております。また「便所の水洗化効果」には浄化槽の設置費用、維持管理費用、敷地占有費、汚泥処理処分費、汚泥処理施設建設費、汚泥処理施設設置用地費を代替として計上しております。

浄化槽からの放流先の水路に対し、水路覆蓋の設置費や水路底部の定期清掃費を計上していることへのご指摘ということで理解しております。その理由といたしまして、浄化槽からの放流水（放流水質BOD20 ミリグラム／リットル以下）は、放流先である市街地の水流の少ない道路側溝もしくは水路を流れることとなります。

一般的にBOD10 ミリグラム／リットル以上では魚類の生息には適応せず、蚊やハエの生息に適応するとされていることから、雨天時以外には希釈効果の見込まれない水路内の放流水は富栄養化により、より一層の水質悪化を招くと思われまます。

このことから、浄化槽の設置区域から河川等の公共用水域までの範囲で水路覆蓋の設置費と水路底部の定期清掃費を「生活改善効果」として計上しております。

なお参考に、下水道においては放流先や放流水質を定める場合には、放流先に与える水質の影響を評価しながら決定されております。以上が3番の回答でございます。

続きまして、④番になります。「単独処理との代替案比較はいつ行ったのか。事業が長期化する中で、随時見直しが必要だと思うが、現在もその判断が有効であるという理由を提示願ひたい」、「農村・漁村集落排水事業の方が効率的ではないか」という、両委員からのご指摘でございます。

回答にあたりましては、歴史的にこのような書き方、段階を踏んで回答させていただきます。下水道を含む生活排水処理施設は、それぞれ特徴の異なる複数の整備手法があることから、効率的な整備推進を図るため、庁内関係各課で組織する「宮城県下水道整備基本構想策定委員会」を設置し、各市町村と共同で

平成7年12月に「宮城県下水道整備基本構想」を策定しました。この構想により、公共下水道、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、コミュニティ・プラントによる集合処理と合併浄化槽による個別処理の長期的な整備方針が示されました。

本件の流域下水道の着手年代である昭和40・50年代は、都市計画区域を対象とする公共下水道と団地開発業者が設置するコミュニティ・プラントがほとんどで、農業集落排水事業等が本格化したのは昭和50年代後半であり、浄化槽がし尿と生活雑排水を同時処理することが制度化したのは、平成13年度の浄化槽法の改定以降です。そのため、流域下水道としては事業着手時に市町村の計画処理区ごとに各々の処理場を設置する方式（単独処理方式）と、各々の処理場の代替として管渠を結び、各々を集約する処理場を設置する方式（流域処理方式）との経済比較を行い決定したものです。

下の表は各流域、今回の4件の流域の着手年度と、その時点の宮城県の下水道の普及率を参考に掲載しております。普及率は市部と町村部、それから県全体の普及率を列記しております。こういう時代背景がありましたということをお示ししたい、ご説明したいということから掲載しております。

先に延べた「平成7年12月・宮城県下水道整備基本構想」は、その後、生活排水処理施設普及率の市部と町村部の地域格差が大きいことから、各種整備手法の効率的な選択・組み合わせを行うことを目的として、経済性、効率性、整備スケジュール等に点検を加えた新たな生活排水処理基本構想として、平成15年3月に「甦る水環境みやぎ」が策定されました。（「甦る水環境みやぎ」、下水道のホームページで市町村図を含めて公開しております）

また、最近の人口減少や、市町村合併に伴う複数処理場の管理に伴う非効率性が顕著にあらわれてきたことや、財政上の問題から事業の長期化になることなどに対応するため、「平成15.3甦る水環境みやぎ」を平成21年度を目標に全県的に見直しを行っているところです。下の表は20年3月末現在の下水道、農業集落排水等の生活污水处理施設の普及率でございます。合わせますと、一番右側に合計と書いておりますけれども、84.8%が現在いずれかの処理施設で下水道を使用しております。

次のページに移らせていただきます。また、生活排水処理基本構想による見直しを受け、各事業においても、実施時において随時再点検を行うこととしております。下水道事業においては、5年から7年間隔で整備の事業の進捗に合わせて整備区域の拡大を行っておりますが、その時点において単独処理場の他の処理方法との比較を行いながら事業を実施しています。

以下、参考1でございます。平成19年度に行った鳴瀬川流域下水道の計画変更（区域拡大）時に行った、処理方式の比較検討結果は下記の表のとおりでございます。下水道区域として、新たに拡大する地域ごとに経済比較を行い、最も経済的な流域下水道への接続を採用することとしました。なお、添付図、7ページになりますけれども、鳴瀬川流域下水道の区域拡大を行った箇所を示しました。この表でございますけれども、「単位：万円」となっておりますけれども、年当たりの「万」というふうに訂正していただきたいと思っております。「/年」を入れていただきたいと思っております。

この鳴瀬川流域、大崎市と美里町が関連市町村でございます。今回、右側に図面を入れておりますけれども、新田地区、中谷地地区、下宿地区、不動堂地区、

青生地区、この五つの地区を区域拡大しております。図面で赤く図示したところでございます。これは各々戸数、上から 64 戸、35 戸、26、96、88 戸という形で戸数がございまして。これを集落排水事業でやった場合は幾らになりますか、これは維持管理費を入れておりますので、年当たりの単位に直しております。

それから、個別合併浄化槽でやった場合は幾らになりますかという金額をお示ししております。それから、流域下水道に関連する市町村の面整備が近くまで来ておりますので、そこから管渠を延長して接続したどうなるかということ、流域下水道費用、これも浄水場の増設費それから維持管理費を含めております。これらを各々比較いたしまして、一番経済的などという形で鳴瀬川流域下水道の変更計画を行ったものでございます。

参考 2 になります。この算出の根拠でございますけれども、平成 5 年度の全県域汚水適正処理構想策定マニュアル、これは日本下水道協会がマニュアルを出しております。それから平成 12 年 10 月 11 日付で「汚水処理施設の効率的な整備の推進について」ということで厚生省、農林省、建設省等からの通知。これらを元にして経済比較を行っているものでございます。

それから、先ほど一番最初に経過のところ宮城県下水道整備基本構想ということをご説明いたしました。これにつきましては、この資料の 14 ページに 15 年策定版の「甦る水環境みやぎ」を参考に添付しております。ここの中身はちょっと割愛させていただきますけれども、27 ページにこの策定に携わった市町村が直接費用比較してまとめてきているものでございますけれども、それを宮城県庁の関係各課、27 ページの基本構想推進委員会というものをつくりまして、このメンバーで指導、助言等を与えている、というところでございます。27 ページまでは各表、課題等も含めた表等でまとめられておりますけれども、具体的に図面等で比較作業をしております。

次のページになりますけれども、28 ページには「甦る水環境みやぎ」の整備構想図ということで、宮城県全域図をお示ししております。この中には公共下水道区域、これは赤でくくられておりますけれども公共下水道区域、それから農業集落排水事業等の計画区域、それから漁業集落排水等の事業計画区域、コミプラ等の事業計画区域。色を塗らない白地のところが合併浄化槽の計画区域というふうになっております。

参考に、29 ページ以降に仙台市、それから 30 ページに白石市、31 ページに現在美里町でございます小牛田町の計画図を添付しております。これらはいずれもホームページ等で公開することを原則として作業をしているところでございます。

少し戻りまして、13 ページに戻らせていただきたいと思っております。13 ページは、来年、21 年度になりますけれども、21 年度を目標にした都道府県構想の見直しの骨子でございます。上に丸三つの中で目標を書いておりますので、読んでご説明させていただきます。

本県の平成 18 年度末での下水道処理人口普及率は 74.1%、汚水処理人口普及率は 83.4%となっているが、市部における下水道処理人口普及率 76.7%、汚水処理人口普及率 84.7%に対し、郡部においては下水道処理人口普及率 63.0%、汚水処理人口普及率 78.3%と地域格差があり、約 39 万人に対する汚水処理施設整備がなされていない。

また、整備を進める市町村においても、合併による同一市町村内で近接して複

数の処理場が位置することになったことや、財政が依然として厳しい状況にあることなどから見直しの意向があり、未普及人口の早期解消に向けて、最も経済的で効率的かつ短期間での対応が可能となる汚水処理施設整備手法とする必要がある。

これを受けて関係機関との調整を開始したところであり、平成 20 年度は市町村が見直す計画に対して指導・助言を行うとともに、関係機関との諸調整を図りながら、21 年度にはその結果をもとに新・都道府県構想を策定することとしているというのが大きな骨子でございます。

主な経過として下の方に書いてございますけれども、19 年 8 月 22 日に下水道計画にかかる意向調査を開始しております。19 年 9 月、1 カ月後でございますけれども、国からも人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの推進についての文書が来ております。今年の春、20 年 5 月 8 日になりますけれども、関係各課で宮城県全市町村に対し、都道府県構想の見直しに関する説明会を行っております。なお、明日からになりますけれども 9 月 9 日から 18 日にかけて宮城県全市町村のヒアリングを開始するところでございます。

以上でご説明を終わらせていただきます。

森杉部会長

今のは質問③と④ですね。ありがとうございます。どうぞ。

いいですか。正直なところ古いから、古くから始めているから、現在の方式が別の方式と比べていいかどうかは比較していないけど、新たに整備するところに当たってはちゃんと構想比較をやっていますよと、こういうお話だと僕は受け取りました。だから、あえてその現在整備しているものがもともと流域下水道でよかったかどうかというチェックはしていないということなんですけど、それをあえてやってくださいと言うと、また大変な作業だと思いますが。まあ、それはいいことにしますか。これで証拠としてコスト比較をきちんとやっておられますよと、この計画案が出されていますので、こういう態度を今後も維持していただきたいと、こういうふうにお願いして、この案件は了解ということでもいいですか。皆さん、ご返事がありませんけれどもよろしいでしょうか、そういうことで。

それでは、この件はそうさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、質問⑥についてお願いいたします。

下水道課

引き続きまして、⑥のご回答をさせていただきます。8 ページになります。「水質調査結果を見ると、計画処理水質よりもかなり BOD 値が低くすばらしい実績であるが、過剰な設備投資ではないか」

記述の計画放流水質は、下水道法第 8 条（放流水の水質の基準）で定めるところの上限値となっております。評価調書では平均値を記載したものであり、実際の測定値にはばらつきがあります。一方で処理場の運転管理は設置した施設内で、かつ、日々変化する環境の中で、いかに微生物を効率的に活性化させるかが主命題となります。そのため、突発的な微生物の活動の変化による放流水質のばらつきを加味した運転管理目標を定めて実施しているものです。

また、現有能力と実績処理量との差から過剰投資ではないかのご指摘ですが、雨天時における侵入水への対応、油脂類・薬品類等の悪質な下水道への投棄による微生物への悪影響への対応、改築・修繕・維持管理等のための施設停止への対

応などの理由から、予備能力を持った施設を計画的に設置しておりますが、常時においては必要能力の稼働により水処理を行っております。

一般的に、水道等は物理処理という形で水処理をしております。下水道は生物処理といいまして、中に微生物を飼って、その微生物が汚物を食べて浄化するという仕組みをとっております。そこら辺がなかなかダイヤルをひねるように水処理の調整が、日々変化する環境の中で、ある程度能率的にいかないというところが生物処理の特性だというふうに考えております。

続きまして⑥-2、9ページに移らせていただきます。「水質測定地点の設定に統一性がない。どのような考え方なのか」というご質問でございます。

水質測定地点は、下水道計画整備区域を抱え、かつ効果が明確な河川区域の下流地点（公共用水域）を選定したものです。なお、放流吐口から直下流の環境基準点による水質測定は、処理場からの放流水質を管理するためのものでございます。

下の表に、放流水質の管理地点と今回お示ししました整備効果の評価地点を比較、並べたものでございます。仙塩流域と鳴瀬川流域につきましては、代表されますことから放流水質の管理地点と同じものを評価地点といたしました。阿武隈川下流流域と吉田川流域につきましては、必ずしも代表されるかということとところがございましたので、以下の図に示すような形で放流水質の管理地点とは違うところをとった次第でございます。

参考1に、吉田川流域につきましては赤書きで水質基準点がございますけれども、右側の二子屋橋につきましては放流水質の管理地点、評価をする代表地点といたしましては左側の善川橋の地点を今回対象としたものでございます。

次のページでございますけれども、10ページは阿武隈川流域下水道でございます。本来、放流部の下流側となりますのが太平洋になりますものですから、整備効果が如実にあらわれないところがございます。そういう意味で、処理場の上流側の公共用水域、矢ノ目橋地点を代表地点、評価地点としたものでございます。なお、この図面で茶色く塗った部分が面整備の完了した部分でございます。

以上でございます。

森杉部会長 ありがとうございました。
 ご質問、ご意見をお願いいたします。

田中副部会長 今の件で、9ページの善川の水質を採用しているということなんですけれども、これ、浄化センターと別の支川、流域ですよ。この絵を見ていて、浄化センターというのが書いてあって、それで善川橋というのは全然別の支川なんじゃないんですか。だから、そこで見ても意味がないのかなと。それでここにあるような質問をしたんですけれども。

それから、山本委員から、かなり水質がいいようだけでもっていうのも、別の支川だからいいのであって、その放流口の下流ではないんじゃないのでしょうか。

下水道課 ここは、善川橋は放流口の下流ではございません。

田中副部会長 ではないですよ。だから、その水質を見せることは何を意味しているのか。

下水道課 これは上の方に、薄くなっておりますけれども茶色い区域が整備区域となっております。

田中副部長 そういうことなんですね。

森杉部長 そういうことなんですよ、これは。

田中副部長 ああ、そうか。そうすると、山本委員がおっしゃるように、かなり下がっているんじゃないかっていうのは放流口の流出水がそうになっているっていう意味じゃなくて、対象になっている流域での改善がやれるという意味であって、いいわけですか。

森杉部長 というわけでいいわけですよ、これはね。
いいですね、この件は。はい、どうぞ。

徳 永委員 今現在はまだそれでいいのかなっていう気はするんですが、ただ、かなり南側の方の開発は進んできているということもあって、将来的にこのポイントでいいのかなというのは、若干問題があるのかなっていう気もしないでもないんですが。

森杉部長 それはそうですね。この点はいかがですか。やっぱり今から少し測っておこうっていうんですかね、下流側でも。そういうことの検討ということですかね、これは。まあ余り開発が進まなければここでいいんですけどね。

下水道課長 ご指摘は理解できるんですが、基本的には下水道の計画区域はこれから大幅に拡大するというございませんで、流域の直下流というような形で善川の地点を一応、整備効果の評価地点という形でとらえてですね。あとは水質の管理地点には地点が決まっていますので、ずっと下流の地区になります。

森杉部長 ああ、そうか。そこで測っているからね、下流はね。いろいろなところで測らないといけないね。やっぱり大変なんだ。その測るのも結構お金かかるのかもわかりませんが。県民の皆さんも、この水質というのは物すごく関心度が高いものですからね。何か、現状で一定程度になっているものがさらにきれいになりましたよっていうようなところを、中間点みたいところで測ってあると、それも一つデータとして出せるものならば出していただくようなことも検討していただきたいということですかね、現在のところ。

下水道課長 たまたま今回、再評価調書としては仙塩しか持ってきていないんですが、その10ページに一応下水道の効果といいますか、10ページの下グラフが、簡単にいえば下水道の普及事業に向けていわゆる水洗化を行ってきた効果になります。

遠 藤委員 水質といった際には、その面整備をされて、下水道の整備によって周辺のその水環境がよくなっていく分と、もう1つは、我々の関心というのは末端処理場か

ら出てきた際の水、それに対しての水質の検査というのも気になるところなんですけれども。

9ページの写真を見ると、その二子屋橋っていうのは大和浄化センターからしばし距離があると思うんですよね。その間に自然浄化されて二子屋橋で測定されるんじゃないかなという、そんな思いがします。ですから、浄化センターから出た際の水も測っていただくようなシステム構築にならないのかなという気がするんですけれども。お願いします。

森杉部会長 それはこの9ページで管理地点というのがあって、評価地点と別途にやっているんですよ、これは。そういうことでしょうか。この場合、追加説明資料の9ページに、ここに放流水質の管理地点とそれからこの評価地点とそれぞれ測っているわけですよ、一応。だから、おっしゃった放流水質の管理地点というのはその下水道のすぐ直下ですよ、要するに処理場の。

田中副部会長 違うんですよね。二子屋橋っていうこと。

森杉部会長 それはこれが管理地点になってないんでないかって、こういうご指摘ですか。

加 藤委員 余りにも離れている。

遠 藤委員 遠くなくてもいいんですけれども、その浄化センターからすぐ排出された際のその水質というのも気になるなというか。

森杉部会長 それは測っていると思うんですけど。ちょっとそれを言っていただけますか。

下水道課長 吉田川流域につきましては、直接吉田川に放流するんですが、その放流水質については当然測っています。

森杉部会長 それはそうだよ。いいですね、その点は。よろしいですね。ほかにどうぞ。徳永委員のご質問に対してまだお答えがないんですが、いかがいたしますか。どこかもうちょっと下流の地点で測る必要があるんじゃないかっていうご指摘ですよ。当面ないんじゃないかってお答えになりましたっけ。当面開発が進まないから、今から測っておく必要ないんじゃないかということですか。

徳 永委員 大和リサーチパークとか住宅団地もこれは入っているんですかね。入っている地域のような気がするの。

下水道課長 まあ調査するとなると、それなりにお金もかかりますので、ちょっとその辺については検討させていただきたいと思いますが。例えば、何か処理場で事故とか起きたときは当然直下流の状態なんかを随所測るんですが、定期的に測るとなってくると、一応多少なりにもお金がかかりますので。下水道のその整備効果を見せるという意味では、逆に先ほど言った善川とかその流域の直下流の方が効果が出やすいというか、説得しやすいというか、という判断してございます。

徳 永委員 当然、金のかかる話なので、どんどん追加しろということではないんですが、場合によってはこの善川の場所を変えてみるとかですね、そういうことも可能であれば、そういうことも検討してもいいのかなというふうに思ったんですが。というのは下水道に入ってきたやつは、ちゃんと場内で管理して放流するのでいいんだと思うんですが、場合によっては、その下水道に流さず違法に流しちゃったりする場所があるかもしれないわけですね。そういうものをちゃんと監視できているというか、モニタリングできているっていうのも、やっぱりこの地域の工業、工場とかいろいろ立地するということも考えれば、そういう仕組みがちゃんとあった方がいいのかなっていうのも、ちょっと思ったものですから。

森杉部会長 それは無理ですね。ここじゃないよね。悪いことするやつをつかまえようっていうことだから。これはちょっと別で。これは確かに工業立地法ですかね、そういうやつで、公害対策基本法等で監視体制は一応ありますよね、これは。それでチェックはされていますけど、やっぱりちょっとここではそういうことは言えないから。測ることについて、少しお金がかかるけど今のような測り方でいいかどうかということのご検討はひとつ、いいチャンスですので、やっていただくようなことを検討していただきたいと思いますが。

下水道課長 わかりました。検討させていただきます。

森杉部会長 ほかにございませんか。

それではこの件もこれで終わらせていただきまして、質問⑦、⑧にまいります。お願いいたします。

下水道課 ⑦番、⑧番のご説明をさせていただきます。11ページでございます。それから再評価調書は1ページの事業費の欄でございます。事業費の欄でのご質問で、「事業ごとに費用負担割合が違うのはなぜか。政令指定都市の仙台市の負担割合は同じか」というご質問でございました。

再評価調書1ページの事業費の欄で、費用負担の内訳が国・県・市町村・その他という形で前回記載して、各々の割合が流域ごとに実は違っておりました。それはなぜかというご質問でございます。今回、この欄を赤くは対照いたしませんでしたが、その他の欄を前回記載しておったんですけども、これを0にいたしまして、その分を県負担側に今回入れて訂正させていただいております。それは、その他は県負担には間違いないんですけども、県負担だったんですけども、起債のきかない一般財源からの持ち出しを便宜上その他の項目に記載しておりましたので、訂正した上で以下のご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、ご説明させていただきます。費用負担割合については、下記のとおり実施しております。流域下水道の費用負担割合は、①建設負担金、設置・改築・更新にかかる費用の負担割合でございます。これが先ほどの再評価調書の1ページでございます。それから、参考に維持管理負担金、修繕・維持などの維持管理にかかる費用の負担割合の二つに区分して実施運用しております。

まず、建設負担金のご説明でございます。下水道事業において、国庫補助率は

施設により異なり、ポンプ場を含む管渠施設の補助率は2分の1、水処理（汚泥処置施設を含む）から放流吐口までの補助率は3分の2となっております。このことから、各流域の整備量の大きさにより、費用負担割合が異なることとなります。国の補助の割合が異なることとなります。

それで、国費を除いた分のご説明でございます。建設負担金の割合は当該費用から国費を除いた額を県50%、市町村50%として定め、それぞれ負担しております。なお、吉田川流域下水道事業においては、仙台北部第二工業団地にかかる増費用分として県負担50%に3.4%を加え、53.4%を県が負担しております。当初の評価調書の費用負担内訳のその他の項は、県が一般財源として負担を記入しておりましたが、負担割合では県の項と同一であることから、記載内容の訂正を行いました。

それから、参考に維持管理負担金の割合でございます。維持管理負担金の割合は、年度ごとの実績維持管理費用に、各市町村ごとの年度毎実績汚水量の総和の比率を乗じて求めております。実績汚水量の元となる処理区域面積や水洗化人口・工場等は各市町村ごとに異なることから、流域下水道事業の維持管理負担金の割合も異なっております。

なお、仙台市についても他の流域下水道に接続する市町村と同等の扱いとなっております。

⑦番につきましては、以上でございます。

12ページでございます。「当初計画時点からの人口流動や開発計画等への対応方針について説明願いたい。」これは、仙台北部工業団地の例ということでご質問されております。

人口流動等の下水道の需要予測は5年から7年ごとに実施し、計画の見直しを行っております。大規模工場の進出などによる開発についても、進出企業からの使用水量をもとに、計画の見直しを図りながら、工場等の操業開始に支障にならないように努めています。

吉田川流域下水道の計画区域内の仙台北部工業団地、仙台北部第二工業団地、大和リサーチパークなどの開発計画区域において、パナソニックEVエナジー、セントラル自動車、東京エレクトロン、ソマールなどの企業進出が決まり、平成22年の操業開始が決まりました。

この具体的な対応といたしましては、流域関連公共下水道の大和町、大衡村は各企業から流域下水道施設（接続点）までの管渠の設置工事を行います。また、流域下水道は下水排除量に見合うよう既設ポンプ場の増設工事を行います。

こういう対応を今回しております。その具体的な中身を以下の表に基づいてご説明いたします。表1番で、これはセントラル自動車の入る奥田地区でございます。ここが一つの流域の一処理分区という形になっております。この計画を例にご説明したいと思います。1番は大衡第7処理分区、これが該当区域でありますけれども、ここの現在持っている計画でございます。2番目はこれに対するセントラル自動車等の計画排水量を書いております。3番目が、それに対応する状況を、1から2を引くことによってご説明しております。中身は全体計画という形で今回評価いただいております全体計画、それから5年から7年ごとに見直ししています認可計画というふうに数値を区分して記入しております。大ざっぱに、全体計画は流域下水道でいえば、吉田川流域につきましては、管渠を対象流量と

いうふうに考えていただいて構わないと思います。この数値でもって管渠はもうできておりますというふうにとらえていただければと思います。

それから、認可計画は今から国から認可を得るわけなんですけれども、処理場とかポンプ場は現実に即した形で随時増設していくような格好をとっておりますので、認可もその分の認可は計画には入れておりません。これを変更することによって、ポンプ場等の増設を流域では行うというふうにとらえていただければと思います。

まず、全体計画でご説明いたします。この地区は面積は381.6ヘクタール持っております。この内訳として汚水量で、量でお示ししておりますけれども、家庭（生活と営業）で1番の方で1,729立方メートル、一日当たり排出する量を全体計画で持っております。これは今の奥田地区の住宅計の量でございます。それから、工場排水として4,900立方メートル持っております。これは今の工場計でございます。その他水量として地下水、それから雨天時の地下水量、その他水量として146,305を各々持って、この地区は7,000立方メートル、一日当たり出てくる量という形で現在全体計画を定めております。流域の管渠はこれでもって施工しております。

これに対して、奥田地区が将来計画と当面の操業予定量という形で、現在数字だけ教わっております。企業の方から数字だけ教わっております。まだ確定数字ではないですけど、おおむねこれでいきますというふうに教わっております。生活用水、これは工場に入る方々の使う量、一日当たり2,000立方メートル生活用水として出します。それから、生産用水として4,700立方メートルを出します、計画しておりますという形で現在教わっております。それで合計6,700立方メートルでございます。

これを計画変更するわけでございますけれども、それが今この計算上は1から2を引いております。それで、3番目の表でお示しますと、家庭排水が1から2を引きますと約200,300立方メートルぐらい不足を来します。工場用水は現在4,900持っております、今回4,900という形でお示されていますので、若干余裕があるということで、トータルすれば300立方、350立方程度がまだ余裕がございます。参考に、こういう余裕量を、現在企業誘致している部署の方にお示した形で企業誘致を進めているということでございます。それから逆に認可計画、これは結果的に奥田地区の第1期操業と第2期操業とを今からお示いただきながら工事着手をするわけでございますけれども、現在ポンプ場は、工場の張り付きがおそかったものですから暫定ポンプ場という形で、少ない容量を認可を得て、工事も少ない容量でやっております。結果的に、今は三角形、マイナスということで能力不足ですよってという結果が出ております。これを今、国と協議をして、足りない分を認可で増という形で認可変更、計画変更いたしまして、10月からポンプ場の工事に入る予定でございます。3番目、正確な見直し数値が国からまだ協議されておられませんので、単なる差し引き計算で3番目はお示しさせていただきました。

以上でご説明を終わらせていただきます。

森杉部会長

ありがとうございました。

質問⑦と⑧についてご説明いただきました。ご討議をお願いいたします。

長 田委員 ⑧番のところなんです、将来計画を見込んだ設備をもう今からしておくのでしょうか。というのは、何か将来計画に不安があるという声も聞いていますので、本当に第2期計画が実施されるのかどうかというのはまだ未定で、ちょっと予測がつかないという噂も聞いていますが、一応排水とかそういうことの容量とかいろいろのことを考えて、将来計画も見込んだ設備をするのかどうか、これからどうなんでしょうか。

下水道課 この表の2番の奥田地区の排除量のところでご説明させていただきます。今、セントラル自動車等の開発に伴って約6,700トンぐらい排除しますよというお申しを受けております。これは将来計画でございます。それで今、当面22年に操業する工場の第1期工事は、右側に書きましたその約半分、3,300立方メートルが1期工事に出す量ですよというふうに、今我々は教わっております。第2期工事はいつやるかっていうのは、正直いいまして我々にはまだ伝わってこないところです。今ご指摘の形で、現在ポンプ場は暫定ポンプ場ですついておりますので、能力的に足りないものです。それで、ポンプ場の土木施設等は全体計画でつくりたいと考えておりますけれども、ポンプは小割りして、少し企業の様子を見ながらつくった方が得策じゃないだろうかというふうに考えておまして、担当課、産業立地推進課になりますけれどもそこら辺と協議しながら進めているところでございます。

下水道課長 若干、補足説明させていただきます。下水道施設の大きなものに、処理場とポンプ場と管渠というのがあります。管渠につきましては、将来形に合わせて、ちょっと太い管になります。それを布設しています。まれに2条管とかで段階的に施工できる部分については1条だけする場合がございますが、大体は将来形に合わせて入れます。費用的には、多少管は大きくなってもお金的にはそんなに大きく違うわけではないものですから、手戻りが生じないように太い管で入れます。それから、ポンプ場につきましては、用地等については将来計画に合わせて敷地は買いますが、その施設についてはいわゆる必要な分だけしかつくらないと。それで段階的にその量に合わせて整備していきます。それから処理場も、大体同じような水処理が将来八つとか五つとかつくる計画になっておまして、それも現在の処理量に合わせて実際2系列しかつくっていないとかですね。場合によっては、経済的にやるために半系とって半分しかつくらない、水処理のですね。そんな形で段階的な施工をさせていただいております。

森杉部会長 この件、よろしいですか。

長 田委員 はい。

森杉部会長 それでは、質問はこれで全部終わって、あとはこの審査の問題ですか。何かもう一つ、資料としては費用便益分析の結果が載っていましたが、この点についてはご質問ございますか。いいですか。

それではこれで、この下水道の前回問題提起されましたご質問に対してはお答

えいただきました。

この最初の質問のこの事業費の書き方と、それから2ページ目の事業費の増減対照表の中に改築費が反映されていないので、この反映をやっていただきたいということが出ていました。他の点については一応全部お答えいただいていると思っています。ということで、本日の段階で、この事業費の書き方についてはこの次にご提案いただくとしても、今回の4つの案件につきまして、継続というふうな原案があるんですけど、ここの段階で一旦この継続という原案を承認してはいかがかと思っていますけれども、いかがでしょうか。内容はよくわかりましたので、それで必要であることもわかりましたので、この段階でとにかく継続と。今回、いろいろな形でお答えいただいた内容については、何らかの格好で条件とか意見とかいうことを整理しなければなりませんけれども、それはちょっと後日考えるとして、本日のところ、後に事業費の取り扱いについてはご報告いただきますけれども、それをいただくという条件のもとで、当面、本日、継続という県の原案を承認しておきたいんですが、そういうことでよろしいでしょうか。

それでは、そういうふうにさせていただきます。ありがとうございました。

第1点目のところだけ、次回ひとつよろしく願いいたします。これで下水道についての審議は終わります。ありがとうございました。

それでは休憩に入ります。15時から開始いたします。

〔休憩〕

森杉部会長 それでは、再開いたします。

次は事業番号3番の坂元道路改良事業と事業番号22番の坂元川総合流域防災事業、この二つですが、これの一括審議に入ります。これは第2回部会で坂元道路改良事業を審議したときに、これが坂元川とのアロケーション事業ということで、両事業のそれぞれの線形の調整等に関して、一括して詳細に審議すべきということになっていた事業です。初めに前道路事業に求めておりました追加説明をしていただき、その後に坂元川の調書説明を受け、審議に入ることにいたします。それでは、事業番号3番の坂元道路改良事業について追加説明をよろしく願いいたします。

道路課長 道路課でございます。よろしくいたします。

追加資料2をお開きいただきたいと思います。坂元道路改良事業における道路計画の見直しということでございますが、前回、大川橋より西側の2工区につきまして、河川改修が遅れるため道路改良が先行せざるを得ないということを申しました。前回の説明では、河川と切り離して道路法線を計画し、緑の法線から赤の法線に変更してお示ししましたが、今回、道路だけでなく河川の計画法線も検討しまして、土地の有効活用により配慮した計画に見直すものでございます。そこに前回の説明の計画を示しましたが、川が水色、当初の道路計画が緑、それから前回説明した道路計画を赤で示してございます。河川の改修と切り離す計画でございましたが、委員の皆さんの中から道路と河川に挟まれた土地が有効活用できないんじゃないかという指摘がございましたので、河川の方と見直しを行いました。現況の河川の一部を道路側で機能補償として付け替えることによりまして、

極力河川と道路の法線の整合を図るということにいたしました。将来の河川計画法線を道路に沿う形に変更いたしまして、道路と将来の河川に挟まれる土地を極力削減しようというものでございます。

次のページでございますが、そうしますと道路の延長が約 50 メートルほど短くなりまして、また機能補償として河川の一部付け替えを現況河道なりに行うこととしております。用地の取得面積も 200 平米ほど少なくなります。河川の付け替え工事の分が若干増えますので、四捨五入等ございますが、精査しますと前回説明の事業費と今回も事業費は変更ないということでございます。このように、整合を図る計画に見直した結果、土地の有効活用に配慮した計画とすることができました。コストにおいても変わらないというような結果でございます。

再評価調書でございますけれども、1 ページは変更ございません。2 ページにその旨の事業費の増減対照表を示しております。道路工事で若干減って、河川付替工事で増えているということでございます。前回の再評価時と比べて 1.4 億円の増額ということでございますが、再々評価時における合計費は 14.9 億円のままで変わってございません。5 ページには、その代替案との比較検討の中で河川一部付け替え案ということで、今回のまとめた計画を示してございます。③案が経済性と土地の有効活用に配慮した計画であることから採用したということでございます。あと、8 ページ以降は図面を添付してございますが、10 ページの横断図のように極力川なりに道路を持って行って兼用堤にしまして、右岸川は現況の河川の敷地内でおさめるというような考え方で整理をいたしました。11 ページは、延長だけ変わっております。16 ページがその最終的な計画見直し案ということになってございます。

以上でございます。

森杉部会長 この件は想定外だったと思いますけど。わかりました。
ご質問とかご意見とか、とにかくこの段階でひとつ。僕は大変いいことではないかと思っておりますが。はい、どうぞ。

徳 永委員 22 番の坂元川との一括審議ということなので、先にそちらを説明していただきたいのですが。

森杉部会長 それでよろしいですか、皆さん。それでは引き続きお願いします。

河 川 課 それでは、坂元川の総合流域防災事業についてご説明させていただきます。私、河川課の佐藤と申します。

事業番号 22 番でございます。坂元川総合流域防災事業、現在事業中でございます。平成 15 年に再々評価済みでございます。前回、詳細審議にかかっておりまして、附帯意見がございまして、7 ページをごらんください。7 ページの真ん中ほど、再評価実施年度、平成 15 年度のところでございますが、答申の別紙意見 1 番でございます。審議対象事業の実施に関する意見ということで「現況の豊かな自然環境に十分配慮して事業を実施すること」という意見をいただいております。それにつきましてはその下の、さらにその下の現在の対応状況というところのポツの 1 番目でございますが、2 割程度の土堤とし、環境に配慮する計画としてお

りますということで、また自然川づくりということで、その横断方向の連続性等を考慮した断面形状としております。

戻っていただきまして、その事業の目的でございます。位置図の方を9ページに添付させていただいております。ちょうど場所が、先ほど道路のご説明もありましたが、県南の山元町というところで山元海岸に注ぐ川でございますが、坂元川、戸花川と二つの川からなっております二級河川でございます。この事業に関しましては、現況の流下能力が計画流量の30%程度にとどまっているということから、築堤、河道掘削等により河積を拡大するとともに、河口で防潮水門を設置して河口閉塞を防いで、沿川の治水安全度の向上を図るというものでございます。

事業内容につきましては、10ページの方に事業概要の平面図を添付させていただいております。上が坂元川の方をあらわしております、下が戸花川をあらわしております。事業の中身につきましては、平成15年の再々評価時と河川延長等の変更についてはございません。7,520メートルという延長でございます。

事業費につきましても、前回の再々評価時と変更ございません。70億2,000万円ということございまして、事業費増加分につきましては、当初事業費から増加しているということもございまして、91.3%という数字になっております。

めくっていただきまして、事業の概要でございます。真ん中の事業期間でございまして、昭和47年度に着手しております完成予定年度は平成40年度ということで再々評価時と変更はございません。事業停滞年数についてもございません。事業工期延伸度に関しましては1.21という数字になっております。進捗率でございますが、平成20年度まで事業費ベースで46億5,200万をつぎ込んでございまして進捗率が66.3%でございます。事業工程乖離度についても1.4%ということで、ほとんど乖離度がない状況になっております。

3ページにまいりまして、事業の概要でございます。事業の進捗状況につきましては事業計画どおりに現在のところ進められてございまして、順調に進んでいるというふうに理解しております。今後の進捗につきましては後でご説明させていただきます。その下の事業の必要性でございますが、その事業をめぐる社会経済情勢等というところで、地元の情勢、地元の意見でございますが、戸花川改修促進期成同盟会というのがございます。さらに、坂元川本川の改修が現在その河口から国道6号までの区間で概成したということを受けまして、支川の戸花川の整備の促進が強く要望されているというところでございます。

12ページの方に戸花川の被災状況について写真を添付させていただいております。特に下の部分なんです、戸花川の、右側の写真を見ていただきますと戸花橋という川がボトルネックになってございまして、それで上流が溢水するというような被災がたびたび生じているという状況でございます。

4ページの方にまいりまして、事業の効率性ということで、下の方でございますが、ちょうど真ん中から下の方でございますが、関連事業の概要・進捗状況というところで、坂元川につきましては先ほど道路課の方からご説明ありました県道角田山元線の道路改良事業というのがございます。一方、戸花川につきましては、これは戸花橋の橋梁でございますが、町道の改良事業というのがございまして、それと併せているというような状況でございます。

5ページの方にまいりまして、費用対効果でございます。コストの方は現在価値で140億6,900万、便益の方は現在価値で227億3,400万ということでB/C

が 1.616 という数字になっております。

次に、追加資料の 3 をごらんいただきたいんですが。追加資料の 3 でございます。よろしいでしょうか。前回の分科会でもご指摘がございまして、河川の事業、非常に長い事業ということもございまして、短期的に向こう 10 年ぐらいでどういう区間を整備するのかということを確認に記述すべきだというご指摘がございまして、坂元川につきましてはこの追加資料で説明させていただくということでございます。今後 10 年間の整備方針ということで、坂元川につきましてはその下の図を見ていただきたいんですが、赤で書いております国道 6 号から坂元橋の区間につきましては平成 24 年度、これは先ほどの道路の供用時期と合わせておりますが、24 年度までに完成させる予定でございます。

一方、戸花川でございますが、めくっていただきましてちょっと裏面の上の図面を見ていただきながら聞いていただきたいんですが、先ほどお話ししたその戸花がボトルネックになっておりまして、そこの掛けかえを町道の事業と合わせまして平成 21 年度に完了させるということとしております。一方、24 年度からは下流川の築堤・護岸の整備を行い、治水安全度向上を図っていくということで考えております。

前のページに戻っていただきまして。その結果、坂元川工区の、下の流下能力というふうにしたグラフでございますが、これが上の平面図の坂元川と大体合っておりますが、現在まで 6 号まで下流、おおむね整備が終わっておりまして、その上、坂元橋までの間を 24 年度までに完成させて流下能力の向上を図るというものでございます。

裏面を見ていただきまして、戸花川につきましては戸花橋、赤の丸が幾つか書いてありますがその真ん中ほどの、一連区間と赤で書いてあります右側の部分でございますが、そこの戸花橋の部分を 21 年までに完成させまして、順次下流の流下能力を上げていくということで考えております。

スケジュールにつきましては、下のバーチャートにありますように、坂元川、24 年の県道の供用に合わせまして坂元橋まで完成させて、戸花川については 21 年まで完成させて、坂元橋の完了直前から戸花橋の下流に着手するというような形で考えております。

以上でございます。

森杉部会長 ありがとうございます。
それでは、ご審議のほどお願いいたします。

徳 永委員 今回の説明で道路側で線形の見直しをしていただいて、ほぼ同じ事業費でできるということなんですが、それに伴って河川側の方も線形が変わるわけですね。それで用地費等も変わってくると思うんですが、そちらの分についてはまだ試算はされていないですか。

河 川 課 現在の段階ではその詳細の設計をしていなかったものですから。ただ、今回の、先ほど道路課の方から説明ありましたように、こういった形で調整を図っているということになると、河川のコスト的には逆に減る方向に働くのかなということがございましたので、今回コストの見直しはしてございませんでした。

森杉部会長 それは困るんじゃないですか。どう扱うんですか。調書は調書でこれはもう変更できないということはわかりますので。だけど、この今回のご提案された事業方式で、変更されるところは変更される格好で、この追加説明のような形で、調書に対して追加説明のような格好でご説明いただくべきだと思うんですけどね、この点は。ですよね。その点がちょっと連絡不足なんですね、これは恐らく。これが、今回一括する審議の一番いいところが出ている状況でありまして。

是非とも、その調書の全面改正でも結構でございますが、この調整に対応した調書を作成してご報告いただきたいんですけども。

河川課 わかりました。それでは、道路と同じような形で、修正部分については後でご提示させていただきます。

森杉部会長 よろしく。はい、どうぞ。

徳永委員 できればそのときに、せっかくこうやって両方一緒に検討したことでこういういい成果が出たという、いい事例だと思いますので、そういったこの追加資料と一緒に作っていただいた方が。それで、合わせてどれだけ削減ができるというようなことを出していただけるとありがたいかなと思うんですけど。

森杉部会長 いいですね。これは、県民の人たちに対してもすごく宣伝したいんですけどね。この今回の再評価委員会の指摘に基づいて良い方向に向かっているの、是非とも一緒にこの追加資料で二つ一緒にお願ひできますか。

道路課長 はい。そのように河川課と調整して。

森杉部会長 はい、よろしく。ほかにどうぞ。

長田委員 ただの意見になるかもしれませんが、ここで審議するのは、やっぱり見直しというのはコスト削減というのも結構大きい要素だと思うんですが、これを見ると道路の変更ですね。コストは全く削減していない、同じなんだという説明でしたが、見直しの効果のところ「土地の有効利用に配慮した計画」って。土地の有効利用ぐらいしかないのか、工期とかそういうもっと短縮できるとか。そういうことがないのかどうか。何か、余り意味ないなど。まあ、言われたからちょっと直したけど、お金は同じかかっちゃうっていうんでは、そんなに大きな意味はないような気がします。

道路課長 実際は、河川と道路トータルすれば減るという形になります。用地費もかからない。若干、河川は最後に計画河道で掘らなきゃならないですけども、実際には河川が今から事業費を出せばその辺のプラス・マイナスで多分減ると思います。

長田委員 減る。じゃあ、それがわかるように出していただいた方がいいと思います。

道路課長 ええ、そういう資料になると思います。そういう資料が求められていると思っています。

長 田委員 これを見ただけでは何だか意味ないなっていうような。

森杉部会長 いや、この費用が変わらなくても、僕が思うにこれの効果はやっぱり土地が使えるようになるってことですよね。めちゃくちゃ大きいですよね、これは。はい、どうぞ。

河 川 課 今、森杉部会長からお話ございましたが、道路課の方の追加資料がございますが、この裏をめくっていただいて2枚目のところですか、道路計画の見直しというところで、大川橋から堂殿橋までの間の青の部分と、前回道路の方で説明のあったのは赤の部分でございますが、ここの部分に残地ですとか河川の廃川敷のようなものが生じるということが、新しい計画の中ではそれが生じないということもございますので、まさに一緒にして間の部分が用地を有効に活用しているという部分があるかと思えます。

森杉部会長 そうか。これはちょっと関連する質問ですけれど、これは前回の説明の計画、この資料の2ページ目になります上の方ですか。この場合の赤と青色の間の土地ですね、これは用地を収用するんですか、こういうときは。それとも、これは使いませんので民間の方はそのまま持っておいてくださいということにしてしまうのか。それはどういうふうになっているんですか。

道路課長 残地補償を求められたりする可能性あります。

森杉部会長 残地補償があるんですか、それは。

道路課長 具体的にどのくらいの、大きさなのか等もあると思いますが、そういったものを求められる可能性はありますし、あと、先ほど言ったように河川敷をそのまま持っているような形になるかですね。

森杉部会長 ああ、そういうことも考えられるということ。

道路課長 ええ。ですからその土地の処分がえらく難くなるので、本当は一番最初から、今の計画になれば良かったと思いつつ言っているのですが。やはり、こういう工事がうまくいくためにも、事業を進めるためにも、残地なり河川敷が残らないような形が、いろいろな交渉でも楽になるのではないかと思います。

森杉部会長 そうすると、やっぱり残地補償かあるいは河川敷として土地収用してしまうとか、そういうことがいずれにせよ必要だっていうことですね、これは。

道路課長 あと、残地と河川敷を交換するとかかですね。逆に、そういう手続きがあったりしてもめ事になることもございます。

森杉部会長　　そういうこともやるんですか。わかりました。
じゃあこれ、よろしいですか。

田中副部会長　一つだけ。河川の方の追加資料3ですか、これに計画流量に対してどのくらいまで現況でいって、あるいは事業をやるとどのくらいまで上がるか、100%までいつごろ上がるかっていうのが、この間、部会の方ででしょうか、こういうのを入れてくださいってということで、入れていただいてわかりやすくなったのかなと思います。

それで、その裏の方の戸花川ですか。これで現況かどうかっていうことはよくわかるんですけど、100%いくまでがどのくらいかかるのかと。あるいは、場所によってはまだ事業も入っていないところもあるわけですから。何かそのパーと下の工程の図と両方見ないと年度がよくわからないんですかね。だから年度がこの100%に行くのがいつからいつまでかっていうのが、それも一緒にぱっと見てわかると、よりわかりやすくなるのかなって感じがするんですけどね。そのピンクの中に、ここの年度が、100%までいくのがどの年度の区間でいけるのかっていうのが。これ、違いますよね。例えば、戸花川の下流側は24から着工するし、橋のところは20年と21年で完成しちゃうわけですよね。だからそこまで何か年度までぱっとわかりやすいといいなと思ったんですけどね。

森杉部会長　　100%の下に括弧に、何年と。何年から何年と。

田中副部会長　ええ、そうですね。そうするとその年度年度とのつながりがよくわかるかなという感じがしました。

森杉部会長　　なるほど。それもいいですね。これで大分わかりやすくなりましたものね。
ほかに、どうぞ。

じゃあ、これはまだ調書ができていませんので、本日は本当は結論出して……、やっぱり出したらまずいでしょうね。今回、計画調整された対応する追加説明資料を次回いただきたいと思いますので、本日は継続とかいう結論を出しません。出さない方がいいでしょう、これはやっぱりね。次回にまでお願いします。もう大体わかっていますけど。きょうのご説明で大変その望ましい調整をいただきましたので承認なんですけど、調書をいただきたいと思いますので次回とさせていただきます。よろしいでしょうか、そういうことで。

はい。ありがとうございました。

それでは、次は報告ですよね。事業番号4番の主要地方道鹿島台高清水線姥ヶ沢道路改良事業についてのご報告をいただきます。

道路課長　　前回、いろいろ数字的などところでちょっと整合性がとれていないというご指摘があり、確認したところ、訂正箇所がございました。追加資料4の2ページをお開き下さい。全体事業費と内用地費とありますが、用地費のところを赤に訂正をお願いしたいと思います。それから6ページの費用対効果でありますが、これも平成15年における建設費が9億7,000万に訂正となります。それにともない計

算をやり直しました。そうすると費用便益、B/Cが4となります。5.1 から4と下がっているということでございます。数字の間違いということで、前回の15年の数字を訂正させていただきたいと思っております。

以上でございます。

森杉部会長 特に何か問題ありましたか。何もありませんでしたね。

道路課長 ええ、ないです。

森杉部会長 どうぞ。よろしいですか。数字の訂正だけですな。

道路課長 はい。

森杉部会長 何もないですね。この数字だけですな。よろしいですか。

はい。ありがとうございます。きわめて順調に審議が終わりました。ご報告もいただきました。

最後、もうちょっと時間がありますので、現地調査選定に移ります。調査事業については、前回、部会長一任ということで、資料2のとおりに設定しましたので、事務局の方から説明をお願いします。

行政評価室長 それでは、現地調査の日程等についてご説明を申し上げます。

ただいま部会長からお話ございましたように、前回の部会で部会長に一任というご了承を得ていましたので、部会長と調整をいたしました結果、資料2のとおりコース設定をさせていただきました。

まず、実施の日時でございますけれども、既にご案内をしておりますとおり9月22日月曜日になります。午前10時から午後5時までの時間を予定してございます。調査の対象事業につきましては、詳細審議となりました事業番号3の坂元道路改良事業、それから22番の坂元川総合流域防災事業、それに33番の阿武隈川下流流域下水道事業の3事業のほかに、事業番号30番の都市計画道路駅前大通線を加えた四つの事業を選定してございます。

地域的には岩沼市、亘理町、山元町と県の南の沿岸部を中心とした交通設定にしております。足の関係、交通手段につきましては、今年度も宮城大学のご協力を得ましてスクールバスにて皆さん一緒に移動をしていただくということになります。次に行程、それとタイムスケジュールでございますけれども、4の表に書いてございますとおりの行程で実施をしたいと考えております。

以上でございます。

森杉部会長 いかがでしょう。ついでにここも寄ってほしいとかいうものもありませんでしたら、多分考慮してくれると思いますよ。

今回は、この辺は洪水とか集中豪雨で被害はなかったんですか。

道路課長 特にありませんでした。

森杉部会長 なかったんですか。坂元川も溢れてはいないわけですね。

田中副部会長 行く途中で川内沢とか、ちょっと通るぐらいで何か様子を見る場所はあるかなと思います。

森杉部会長 川内沢ダムサイトでしょ。

田中副部会長 ええ。だからその下流側ですけどね、川の。

森杉部会長 ああ、下流ですか。

田中副部会長 多分そうですね。ルートとしてはあの辺をこう横切って行くんでしょからね。

森杉部会長 ダムサイトには行けないね。ちょっと、大分違うね。

事務局 そうですね。時間的に厳しいですね。

森杉部会長 川内沢ダムではなく、川の方ね。

田中副部会長 川の方ですね。

森杉部会長 いいね。放流とかできているところ。

田中副部会長 ええ、そうですね。

森杉部会長 大分長い間見ていないね。昔、10年ぐらい前に行ったんでしょうか。

田中副部会長 何年前に行きましたね。

森杉部会長 それじゃ、ちょっとそれも検討してみてくださいませんか。

事務局 そうですね。今年度の審議事業ではありませんので、詳しく見るということではなくて、通りながら見る程度ということでしたら可能かもしれません。

森杉部会長 そのような感じをお願いいたします。

ほかにどうぞ。じゃあ、よろしいですか、こういうことで。

ありがとうございました。それでは、これに川内沢川の見学を途中で入れる方向をお願いします。

これで全部審議を終わりました。それでは、事務局の方にマイクをお渡しします。

司 会 委員の皆様、長時間にわたりご審議をいただき、ありがとうございました。続いて、次第3のその他になりますが、現地調査及び第5回部会の日程について

てご連絡申し上げます。現地調査については、ただいまもご説明申し上げましたように9月22日月曜日、午前10時に県庁正面玄関前出発としたいと考えております。申しわけございませんが5分前、9時55分あたりをめどに集合していただければと思います。なお、詳細については後ほど改めて文書にてご案内申し上げます予定としております。また、第5回部会についてでございますが、1カ月ほど後になりますが10月16日の木曜日午前10時からの開催で予定しております。いつもと異なり午前中の開催となりますので、その辺ご了承をお願いしたいと思います。こちらについても後日文書にてご連絡を差し上げたいと思います。

事務局からは以上でございますが、委員の皆様からご質問などございませんでしょうか。

森杉部会長 現地ですけど、皆さん全員県庁集合でいいんですか。南側ですけど、最初に行くのどこだったでしょうか。

事務局 最初は阿武隈下流下水道です。委員さん方を考えると県庁が一番いいのかなとは思いますが。

森杉部会長 そうですか。それでは県庁集合でよろしいですね。はい。

司 会 それでは、県庁正面玄関前集合ということでよろしくお願いたします。
以上をもちまして、平成20年度第4回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を終了いたします。
本日はどうもありがとうございました。

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名人 遠藤勝彦 印

議事録署名人 長田洋子 印